



ペット

犬の登録・飼い主の転居などの届出

犬の飼い主には、犬の登録と飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

1. 犬の登録・死亡・変更

(1) 犬の登録

犬を飼い始めたら、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で、マイクロチップの登録情報を変更してください。

マイクロチップの装着ができない場合、世田谷保健所で犬の登録をして鑑札の交付を受けてください。

いずれの場合も、手数料がかかります。

(2) 犬に関する届出

マイクロチップを装着かつ環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」へ所有者などの情報を登録している場合は、飼い主の住所などの変更（海外への転出を含む）、犬の死亡などの手続きは、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で行ってください。

鑑札で登録している場合は、世田谷保健所または総合支所くみん窓口、出張所に届出てください。

区外から転入した場合、前住所地で交付を受けた鑑札、注射済票を世田谷保健所または総合支所くみん窓口、出張所に持参してください。

オンライン手続きが可能なものもありますので、詳しくは区ホームページをご覧ください。

2. 狂犬病予防注射接種の届出

飼い犬に毎年1回、動物病院で狂犬病の予防注射を接種し、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を世田谷保健所または総合支所くみん窓口、出張所に持参して、注射済票の交付を受けてください。手数料が550円かかります。

犬を海外から連れてくる場合・犬を海外へ連れていく場合

犬の検疫手続きが必要です。詳細は動物検疫所へお問い合わせください。

成田支所：電話 0476-32-6664

羽田空港支所：電話 03-5757-9752

飼い犬が行方不明になった場合

飼い犬が行方不明になったら、近所をよく探してください。また、東京都動物愛護相談センター、世田谷保健所、警察署などにもお問い合わせください。

東京都動物愛護相談センター：電話 03-3302-3507

世田谷保健所生活保健課：電話 03-5432-2908

FAX 03-5432-3054



宠物

养狗登记， 养主搬迁时的通知手续

根据狂犬病预防法， 养主需承担养狗登记以及每年让狗接受一次狂犬病预防注射的义务。

1. 狗的登记、死亡、变更

(1) 养狗登记

开始养狗后，请在环境省的“猫狗微型芯片信息登录”数据库变更微型芯片的登记信息。

如果无法植入芯片，需到世田谷保健所进行养狗登记并领取登记标记牌。

以上两种情况，均会产生手续费。

(2) 与狗相关的申报手续

如已植入芯片并在环境省的“猫狗微型芯片信息登录”数据库中登记了所有者信息，养主的住所等变更（包括移居海外）、狗死亡等手续请在环境省的该数据库中进行。

如果是通过标记牌登记，请向世田谷保健所或综合支所区民窗口、办事处申报。

从区外转入时，请将从上个住址所在地领取的标记牌、注射完成证明书提交给世田谷保健所或综合支所区民窗口、办事处。

部分手续亦可在网上办理，详情请浏览区主页。

2. 狂犬病预防注射的申报手续

每年要让狗在动物医院接受一次狂犬病预防注射，并将兽医发行的狂犬病预防注射完成证明递交至世田谷保健所、综合支所区民窗口或办事处，办理注射完成证明书。手续费为 550 日元。

将狗从国外带来、往国外带走时

需要办理狗的检疫手续。详细请咨询动物检疫所。

成田支所：电话 0476-32-6664

羽田机场支所：电话 03-5757-9752

饲养犬只走失时

如狗走失，请在附近仔细寻找。此外还应当向东京都动物保护咨询中心，世田谷保健所，警察署等进行问询。

东京都动物保护咨询中心：电话 03-3302-3507

世田谷保健所生活保健课：电话 03-5432-2908

传真 03-5432-3054



乗り物

電車とバス

- 中学校入学前の子どもは、子ども料金(大人の半額)、幼児(小学校入学前)は保護者1人につき2人が無料。3人目からは子ども料金が必要です。詳しくは、それぞれの電鉄・バス会社にお問い合わせください。
- 忘れ物は各社の最寄り駅または営業所へお問い合わせください。

区内鉄道・バス会社電話番号

- | | |
|---------------|-----------------|
| • 東急電鉄 | 電話：03-3477-0109 |
| • 東急バス | 電話：03-6412-0190 |
| • 小田急電鉄 | 電話：044-299-8200 |
| • 小田急バス | 電話：03-5313-8330 |
| • 京王電鉄 | 電話：042-357-6161 |
| • 京王バス | 電話：042-352-3713 |
| • 関東バス | 電話：03-3371-1225 |
| • 都営交通お客様センター | 電話：03-3816-5711 |



交通工具

电车和巴士

- 小学生可购儿童票（成人票的半价）。每个监护人可带两个免票幼儿（学龄前），第3个以上需购儿童票。详细情况请向电铁、巴士公司咨询。
- 遗忘物品，请向各电车、巴士公司的附近车站或营业所询问。

区内铁路、公共汽车公司电话号码

- 东急电铁 电话：03-3477-0109
- 东急巴士 电话：03-6412-0190
- 小田急铁路 电话：044-299-8200
- 小田急巴士 电话：03-5313-8330
- 京王铁路 电话：042-357-6161
- 京王巴士 电话：042-352-3713
- 关东巴士 电话：03-3371-1225
- 都交通信息中心 电话：03-3816-5711



車と交通ルール

主な交通ルール

1. 歩行者

- 歩行者は、歩道があるところでは歩道を歩きます。歩道がないところでは、道路の右側を歩きます。
- 道路横断に際しては、横断歩道や歩道橋を渡ります。

2. 自転車

- 自転車は、車道の左側を通行します。
- 自転車が歩道を通行するのは、歩道が自転車通行可となっているとき、運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な場合です。
- 歩道を通行する場合には、歩行者優先で、車道寄りを徐行しなければいけません。
- 自転車走行に際して飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし運転、スマートフォン・携帯電話などの操作は禁止されています。
- 自転車に乗る際は、ヘルメットの着用に努めてください。なお、13歳未満の子どもはヘルメットを着用しなければいけません。
- 自転車損害賠償責任保険に加入しなければいけません。

3. 自動車

- 自動車を運転するには、運転免許が必要です。
- お酒を飲んで自動車を運転してはいけません。
- 自動車は左側通行です。
- 自動車に乗るときは、全ての座席でシートベルトを着用しなければいけません。
- 運転中にスマートフォン・携帯電話などの操作は禁止されています。運転中はカーナビゲーションなどの画面を注視してはいけません。

主な道路標識



Road Closed
通行止め



Vehicle Entry Prohibited
車両進入禁止



No Parking or Stopping
駐車禁止



Slow Down
徐行



One-way
一方通行



No U-turn
転回禁止



No Parking
駐車禁止



Stop
一時停止



School
Kindergarten,
Nursery School
Zone
学校・幼稚園・
保育所等あり



Bicycles and
Pedestrians
Only
自転車及び歩行者
専用



No Pedestrian
Crossing
歩行者横断禁止



车辆与交通规则

主要的交通规则

1. 行人

- 行人在有人行道的地方要沿人行道通行，在没有人行道的地方必须沿道路右侧步行。
- 穿越道路时，走人行横道和天桥。

2. 自行车

- 自行车必须沿车道的左侧通行。
- 自行车可以在人行道上通行的情况为，人行道允许自行车通行时、骑车人为不满 13 岁的儿童或 70 岁以上高龄者、身体有残疾者。
- 在人行道上通行时，必须以行人优先，沿靠近车道的一侧缓慢骑行。
- 在自行车上骑行时，禁止酒后骑车、二人同乘、并行骑车、举伞骑车、边骑车边打智能手机或功能手机。
- 骑自行车时请尽量戴安全帽。如未满 13 岁，则必须戴安全帽。
- 必须加入自行车损害赔偿责任保险。

3. 汽车

- 驾驶汽车需要有驾驶执照。
- 不可酒后驾驶汽车。
- 汽车为左侧通行。
- 乘坐汽车时，所有座席都必须系上安全带。
- 驾车过程中不可操作智能手机或功能手机。驾驶中不可注视汽车导航仪等的画面。

主要的路标





運転免許証

1. 日本で運転する場合

■日本で運転するためには、次のいずれかの運転免許証を必ず携帯している必要があります。

- 日本の運転免許証
- ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証
- 外国（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）の免許証

■日本において運転できる期間

- 日本の運転免許証：有効期間内
- 国際運転免許証および外国の免許証：日本に上陸した日から1年間または当該運転免許証の有効期間のいずれか短い期間

2. 日本の免許への切り替え

外国の運転免許証が有効な方は、取得した日から3か月以上、その国に滞在したことを証明すれば、

この運転免許証をもとに日本の運転免許に切り替えることができます。

1、2の手続きに関しては、試験場へお問い合わせください。

お問い合わせ：

- 鮫洲運転免許試験場
電話：03-3474-1374
所在地：品川区東大井 1-12-5
- 府中運転免許試験場
電話：042-362-3591
所在地：府中市多磨町 3-1-1
- 江東運転免許試験場
電話：03-3699-1151
所在地：江東区新砂 1-7-24

自動車などの登録と廃車

車種	取り扱い機関	電話・所在地
<ul style="list-style-type: none"> • 原付バイク（125cc以下） • 小型特殊自動車、ミニカー 	課税課管理係（P.84参照）、総合支所くみん窓口（P.20参照）	
<ul style="list-style-type: none"> • 軽自動車（三輪・四輪） 	軽自動車検査協会東京主管事務所	電話：050-3816-3100 FAX：03-6712-8625 所在地：港区港南 3-3-7
<ul style="list-style-type: none"> • 125ccを超えるオートバイ • 普通自動車 	関東運輸局東京運輸支局	電話：050-5540-2030 FAX：03-3471-6320 所在地：品川区東大井 1-12-17

原付バイク（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車の登録・廃車の手続きに必要なもの

本人確認書類のほかに、次のものをご用意ください。

申告内容		申告に必要なもの	
登録	新規購入	販売証明書	
	譲渡	前所有者が 廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書
		前所有者が 未廃車	標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート
転入	前住所で廃 車済	廃車申告受付書	
	前住所で未 廃車	標識交付証明書 ナンバープレート	

申告内容		申告に必要なもの
廃車	廃棄解体	標識交付証明書
	譲渡	ナンバープレート
	転出 盗難・紛失	

日本から出国するときは、課税課管理係(P.84参照)にご相談ください。

※「自動車などの所有者にかかる税金」については、P.84参照。



驾驶执照

1. 在日本驾驶时

- 在日本开车必须携带以下任何一种驾驶执照。
 - 日本的驾驶执照
 - 日内瓦条约加盟国所发行的国际驾驶执照
 - 国外（瑞士，德国，法国，比利时，摩纳哥，台湾）驾驶证
- 在日本可以驾驶的期间
 - 日本的驾驶执照 / 有效期内
 - 国际驾驶执照及外国的驾驶执照 / 以自进入日本之日起 1 年或该驾驶执照的有效期中较短的期间为准。

问讯处：

- 鲛州驾驶执照考试场
电话：03-3474-1374
所在地：品川区东大井 1-12-5
- 府中驾驶执照考试场
电话：042-362-3591
所在地：府中市多磨町 3-1-1
- 江东驾驶执照试验场
电话：03-3699-1151
所在地：江东区新砂 1-7-24

2. 更换为日本的驾驶执照

拥有外国有效的驾驶执照者，只要可以证明其在取得之日起在那一个国家滞留三个月以上，就可以根据该驾驶执照更换为日本驾驶执照。有关 1、2 的手续，请向考试场咨询。

汽车（摩托车）登记及车辆报废

车种	受理处	电话 / 所在地
<ul style="list-style-type: none"> • 轻骑（未满 125cc） • 小型特殊汽车、迷你车 	税金计算课管理系（参照 P.85）、综合支所区民窗口（参照 P.21）	
<ul style="list-style-type: none"> • 轻型汽车（三轮、四轮） 	轻型汽车检查协会 东京主管事务所	电话：050-3816-3100 传真：03-6712-8625 所在地：港区港南 3-3-7
<ul style="list-style-type: none"> • 超过 125cc 的摩托车 • 一般汽车 	关东运输局 东京运输支局	电话：050-5540-2030 传真：03-3471-6320 所在地：品川区东大井 1-12-17

为小型摩托车（125cc 以下）、小型车辆、小型特殊汽车进行登记、车辆报废手续时所需的证件除了本人身份确认资料外，请准备以下物品。

申报内容		申报所需的物品	
注册 登记	新购入	销售证明书	
	转让	前车主已报废	报废申报受理书 转让证明书
		前车主未报废	标志交付证明书 转让证明书 车牌
	迁入	在旧住址报废	报废申报受理书
未在旧住址报废		标志交付证明书 车牌	

申报内容		申报所需的物品
报废	废弃解体 转让 迁出 失窃、丢失	标志交付证明书 车牌

离开日本出境时，请向税金计算课管理系（参照 P.85）咨询。

※ 汽车所有者所需税金参照 P.85。



自転車・バイクの駐車

自転車・バイクの放置をなくしましょう

駅周辺の車道や歩道に置かれた自転車やバイクは、歩行者の安全な通行を妨げたり、災害時緊急活動を阻害するなど、大変迷惑です。区ではこの放置自転車・バイクをなくすため、条例を設け「自転車等放置禁止区域」を指定し、看板を掲示しています。この区域に放置してある自転車などは、即時撤去されます。

引き取りの際必要なもの：

- ・撤去返還料（自転車 3,000 円、原付バイク 4,000 円、現金のみ）
- ・在留カードまたはパスポート
- ・自転車またはバイクのカギ

引き取る場所（放置自転車等保管所）：撤去された場所によって引き取る場所が異なります。詳しくは世田谷区自転車コールセンターへお問い合わせください。

電話：03-3424-4191

※撤去されて 30 日を過ぎても引き取りがないときは処分されます。

※自転車等放置禁止区域内はマークが路面にあります。

区立自転車等駐車場

自転車と原付バイク（50cc 以下）の駐車は、区立自転車等駐車場を利用しましょう。有料の施設と無料の施設があります。

有料駐車場の利用料金

定期利用（1 か月）料金：

自転車 1,000 ～ 2,000 円、原付バイク（50cc 以下）2,500 ～ 3,000 円

日ぎめ料金：

自転車 100 円、原付バイク（50cc 以下）200 円

日ぎめ回数券（12 回分）：

自転車 1,000 円、原付バイク（50cc 以下）2,000 円 現地で発売しています。（一部発売していない駐車場あり）

定期利用申し込みの際必要なもの：

- ・定期利用料金
- ・住所・氏名が確認できるもの
- ・自転車・原付バイク（50cc 以下）本体

レンタサイクルポート

レンタサイクルをご利用ください。

- ・桜上水南レンタサイクルポート
（IHI がやリン桜上水南ポート）
所在地：桜上水 4-18-13
- ・経堂駅前レンタサイクルポート
（IHI がやリン経堂駅前ポート）
所在地：経堂 2-1-38 先
- ・三軒茶屋中央レンタサイクルポート
（IHI がやリン三軒茶屋中央ポート）
所在地：三軒茶屋 2-11 先
- ・桜新町レンタサイクルポート
（IHI がやリン桜新町ポート）
所在地：桜新町 2-7-15
- ・等々力レンタサイクルポート
（IHI がやリン等々力ポート）
所在地：等々力 3-2-2
- ・三軒茶屋北レンタサイクルポート
所在地：太子堂 2-16-1
- ・成城北第二レンタサイクルポート
所在地：成城 6-14-10

定期利用（1 か月）料金：2,000 円

1 回利用料金：200 円

1 日利用料金：300 円（一部のポートを除く）

デポジット：500 円（一部のポートを除く）

桜上水南、経堂駅前、三軒茶屋中央、桜新町、等々力では貸出・返却の相互利用が可能です。また、この 5 か所のポートでは、電動アシスト自転車が 1 回利用料金 300 円でご利用いただけます。

レンタサイクル利用申し込みの際必要なもの：

- ・利用料金、デポジット
- ・住所・氏名が確認できるもの

お問い合わせ：交通安全自転車課

電話：03-6432-7966 FAX：03-6432-7996



自行车、摩托车的停放

让我们齐心协力杜绝违章停放车辆

停放在车站周围的机动车道和人行道上的自行车和摩托车不仅妨碍过往行人的安全通行，还妨碍发生灾害时的救灾救急行动等。为解决这个问题，区特设定了条例，指定了“违章停放自行车等整理区域”，并树起了指示牌。如在此指定区域内随意乱放自行车等，将被立即撤走。

领取已被收管的自行车等时：

- 需付费（自行车 3,000 日元、轻骑 4,000 日元、限现金）
- 需持在留卡或护照
- 带自行车或摩托车的钥匙。

领取地点（违章停放自行车保管所）：

根据没收地点的不同，领取地点也不同。详细情况请向世田谷区自行车呼叫中心咨询。

电话：03-3424-4191（仅限日语）

※ 被收管后 30 天之内无人认领时将被处理。

※ 在路面上标有违章停放自行车等整理区域的标志。

区立自行车等停车场

停放自行车和轻骑（50cc 以下），请利用区立自行车等停车场。设施有收费和免费的两种。

收费制停车场的利用费

定期利用（1 个月）费用：

自行车 1,000 ~ 2,000 日元、轻骑摩托（50cc 以下）2,500 ~ 3,000 日元

按天计算：

自行车 100 日元、轻骑摩托（50cc 以下）200 日元

联票（按天计算标准 12 次用）：

自行车 1,000 日元、轻骑摩托（50cc 以下）2,000 日元。在停车场出售（部分停车场不售联票）。

定期利用申请时的所需资料：

- 定期利用费
- 可确认住址、姓名的资料
- 自行车·轻骑摩托（50cc 以下）本体

出租自行车处

请大家多多利用出租自行车。

- 樱上水南出租自行车处
（IHlgayarin 樱上水南自行车处）
所在地：樱上水 4-18-13
- 经堂站前出租自行车处
（IHlgayarin 经堂车站前自行车处）
所在地：经堂 2-1-38 先
- 三轩茶屋中央出租自行车处
（IHlgayarin 三轩茶屋中央自行车处）
所在地：三轩茶屋 2-11 先
- 樱新町出租自行车处
（IHlgayarin 樱新町自行车处）
所在地：樱新町 2-7-15
- 等等力出租自行车处
（IHlgayarin 等等力自行车处）
所在地：等等力 3-2-2
- 三轩茶屋北出租自行车处
所在地：太子堂 2-16-1
- 成城北第 2 出租自行车处
所在地：成城 6-14-10

定期利用（1 个月）费用：2,000 日元

按次计算：200 日元

按天计算：300 日元（部分出租处除外）

押金：500 日元（部分出租处除外）

樱上水南、经堂站前、三轩茶屋中央、樱新町、等等力之间出租归返可以相互利用。另外在这五处按次计算支付租金 300 日元就可以使用电动自行车。

申请利用短时间自行车租赁时的所需资料：

- 利用费、保证金
- 可确认住址、姓名的资料

问讯处：

交通安全·自行车课

电话：03-6432-7966

传真：03-6432-7996